

○個人情報保護委員会告示第十一号

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律に係るE.U及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール（平成三十年個人情報保護委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十七日

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">個人情報の保護に関する法律に係る E.U及び英国域内から充分性認定により移転を受けた 個人データの取扱いに関する補完的ルール</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>[略]</p> <p>(1) 要配慮個人情報（法第2条第3項関係）</p>	<p style="text-align: center;">個人情報の保護に関する法律に係る E.U及び英国域内から充分性認定により移転を受けた 個人データの取扱いに関する補完的ルール</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>[同左]</p> <p>(1) 要配慮個人情報（法第2条第3項関係）</p>
<p>[略]</p> <p>規則第5条 令第2条第1号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身</p>	<p>[同左]</p> <p>規則第5条 令第2条第1号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身</p>

体上の障害

- (2) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 1 項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの

[略]

[(2) ~ (5) 略]

体上の障害

- (2) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 1 項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

[同左]

[(2) ~ (5) 同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。